

# 「ちょっと考えて、ぐっという未来 エシカル消費」ロゴマーク使用規程

2 生消企第 96 号

令和 2 年 5 月 13 日

## (目的)

第 1 この規程は、持続可能な都市東京の実現に向け、国及び地方公共団体、消費者団体、事業者その他の団体等（以下「団体等」という。）が、人や社会、環境に配慮した消費行動であるエシカル消費の理念を、広く都民に普及啓発し、理解の促進を図るため、東京都エシカル消費普及啓発協力事業実施要領（令和 2 年 5 月 13 日付 2 生消企第 96 号。以下「実施要領」という。）第 4 第 2 項の承認を受けた団体等が、同要領第 5 第 1 項第 1 号により「ちょっと考えて、ぐっという未来 エシカル消費」ロゴマーク（以下「ロゴマーク」という。）を使用する場合の取扱について、必要な事項を定めることを目的とする。

## (定義)

第 2 ロゴマークとは、別図のとおり の 図案、文字列並びに使用フォントをいう。

## (ロゴマーク使用に関する権利)

第 3 ロゴマークの使用に関する一切の権利は都に帰属する。

## (使用目的)

第 4 ロゴマークは、エシカル消費の理念を広く都民に普及啓発し、理解の促進を図る目的で使用するものとする。

## (使用の範囲)

第 5 ロゴマークは、実施要領第 4 第 2 項の承認を受けた団体等が使用できるものとする。

2 ロゴマークの使用目的又は使用方法が次の各号のいずれかに該当する場合は、ロゴマークを使用することができない。

- (1) 法令又は公序良俗に反し、又は反するおそれがある事業
- (2) 都の信用を失墜し、又は品位を害すると認められる事業
- (3) 第三者の利益を害すると認められる事業
- (4) 特定の個人、団体、法人（都を除く。）もしくは商品等を支援もしくは推薦し、又はこれらを行うおそれがあると認められる事業
- (5) 当該東京都エシカル消費普及啓発協力事業実施団体等の商品及び技術等の品質を都が保証しているかのような誤解を招きやすい事業
- (6) 特定の政治的、宗教的又は思想的主張の表現を目的とする事業
- (7) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和 23 年法律第 122 号）第 2 条に規定する営業又はその広告等に利用される事業
- (8) 第 4 の使用目的に鑑み適当でないと認めるもの

(9) その他都が不相当であると認める場合

(使用上の留意事項)

第6 東京都エシカル消費普及啓発協力事業実施団体等は、ロゴマークの使用に当たり、次の各号に掲げることを遵守するものとする。

- (1) 本規程、実施要領を遵守すること。
- (2) 実施要領第4第2項の承認通知を受けたことによるロゴマークの使用の権利を譲渡し、転貸し又は継承しないこと。
- (3) 第三者がロゴマークを不正に利用できないよう適正な管理を図ること。
- (4) ロゴマークの使用によって発生した知的財産権及び都が提供したロゴマークデザインに係る素材又は製作物を第三者に譲渡し、又は転貸しないこと。

(使用料)

第7 ロゴマークの使用料は、無償とする。

(報告及び調査)

第8 都は、ロゴマークの使用者（以下「使用者」という。）に対して、ロゴマークの使用状況について報告を求め、又は必要な調査を行うことができる。

(ロゴマークの使用中止)

第9 実施要領第7の規定により承認を取り消された者は、取消の日からロゴマークを使用してはならない。

2 都は、前項の規定により使用者に生じた損害について、一切の責任を負わないものとする。

(東京都エシカル消費普及啓発協力事業の承認を受けずにロゴマークを使用した場合の差止め等)

第10 都は本規程及び実施要領に基づき、東京都エシカル消費普及啓発協力事業の承認の通知を受けずにロゴマークを使用した者について、直ちにその使用の停止を請求する。

(経費等の負担)

第11 都は、本規程及び実施要領による東京都エシカル消費普及啓発協力事業の申請及びロゴマークの使用に係る経費及び役務を負担しない。

(非保証・免責事項)

第12 都は、本規程によりロゴマークを使用した使用対象物等について、その品質等の保証責任は追わない。

2 本制度は、使用者が東京都エシカル消費普及啓発協力事業の申請時に記載したロゴマークの使用内容について、都が正確性、適法性を保証するものではなく、使用者がロゴマークの使用を行うことが第三者の権利等を侵害しないこと又は法令等に抵触しないことについて何ら保証するものではない。

3 本制度は、使用者及び使用対象物について都が推奨を行うものではない。

(賠償責任等)

第 13 都はロゴマークの使用に伴って使用者に生じた損失又は損害について一切の責任を負わない。

2 使用者は、ロゴマークの使用対象物等の瑕疵により第三者に損害を与えた場合は、使用者の責任をもって処理するものとし、都は、それに関する一切の責任を負わない。

3 使用者は、ロゴマークの使用において故意又は過失により都に損害を与えた場合は、これによって生じた損害を都に賠償しなければならない。

4 都は前 2 項の規定に違反する使用者又はロゴマークの権利を侵害すると認められる者に対し、必要な措置を行うように命ずるとともに法的措置をとるものとする。

(規程の改定)

第 14 本規程は、都により、事前の通知なく必要に応じて改定される場合がある。

2 本規程の改定により東京都エシカル消費普及啓発協力事業実施団体等に不利益が生じたとしても、都は一切の責任を負わない。

(その他)

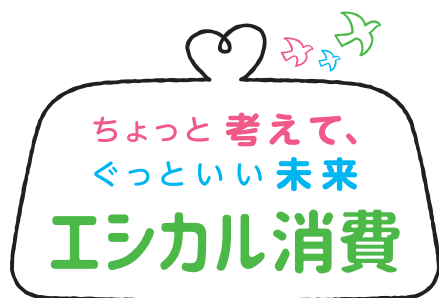
第 15 本規程に定めのない事項については、都が判断するものとする。

附 則

この規程は、令和 2 年 5 月 13 日から施行する。

エシカル消費 ロゴ使用 ガイドライン

4C

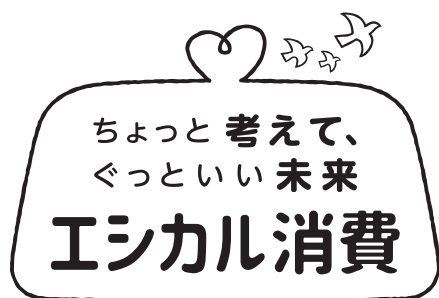


- M80Y80
- C85
- C70Y100



背景色に乗せる場合、中は白マドとする

1C



- BL100



背景色に乗せる場合、中は白マドとする

最小使用サイズ (あくまで推奨)

